

臨時相談窓口で雇用維持相談支援事業を開始

市では、五井会館に開設している新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者向けの臨時相談窓口にて、5月15日（金）から社会保険労務士を配置し、多岐にわたる各種雇用・労務支援策を活用できるよう、人事・労務管理に関する相談や手続きのサポートの体制強化を図ります。

1 業務内容

雇用維持に取り組む事業者に対し、事業者等雇用調整助成金の周知、申請等支援、雇用・労務相談を実施します。なお、社会保険労務士による雇用維持相談窓口は、遠隔会議システムの活用など対面でない形式で行い、利用につきましては、事前予約制となります。

2 開始日

令和2年5月15日（金）

3 会場の開設期間

開設期間は最長で令和3年3月末までを予定しています。

4 業務時間

毎週金曜日

9：00 から 17：00

1人あたりの相談時間は概ね50分以内

5 相談内容

雇用調整助成金の周知、申請等支援、雇用・労務相談

※但し、就業相談及び裁判所が関与しているもの（訴訟・調停中）除く

6 相談料

無料

7 予約方法

市原商工会議所の臨時相談窓口にて電話またはメールで事前予約

電話番号：0436-22-4305

E-mail 1sapo@i-cci.or.jp